

答申第86号

答 申

1 審査会の結論

令和5年5月29日付けで審査請求人が津市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して行った保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が同年6月9日付けで行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求に至る経緯

(1) 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定により、津市教育委員会事務局生涯学習課に対し令和5年5月29日付けで、次のとおり本件開示請求を行った。

○私宛教育委員会からの文書に係る決裁手続きの流れの写し（下記該当分）

①令和5年2月9日付け、私宛、津市教育委員会事務局教育次長発出文書に係る決裁手続きの流れの写し。（令和5年2月9日、青少年センターにおいて内部統制室、内部統制担当理事、内部統制室会計年度任用職員の立ち合いの基開催された〇〇放課後児童クラブ2つ目新施設に係る協議面談時に配布された文書）

②令和5年2月9日付け、私宛、津市教育委員会青少年・公民館事業担当参事発出文書に係る決裁手続きの流れの写し。（令和5年2月9日、青少年センターにおいて内部統制室、内部統制担当理事、内部統制室会計年度任用職員の立ち合いの基開催された〇〇放課後児童クラブ2つ目新施設に係る協議面談時に配布された文書）

③津市生第1424号、令和5年3月6日付け、私宛（〇〇放課後児童クラブ運営委員会会長）、津市教育委員会教育長発出文書に係る決裁手続きの流れの写し。「〇〇放課後児童クラブ新施設利用について」（お詫びの文書）

④津市生第1436号 令和5年3月7日付け、私宛（〇〇自治会長）、津市教育委員会教育長発出文書に係る決裁手続きの流れの写し。「〇〇放課後児童クラブ新施設利用について」（お詫びの文書）

(2) 実施機関は、本件保有個人情報の(1)①の文書について、開示しない理由を公文書として作成及び取得していないため不存在として、本件処分を行

った。

(3) 審査請求人は、令和5年7月12日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により審査請求を行った。

3 審査請求の趣旨

令和5年7月12日付け審査請求書の「4 審査請求の趣旨」において、「こと柄の内容、存在の根拠を示すため」との記載があり、本件処分のうち、本件保有個人情報の(1)①の文書について、公文書として作成及び取得していないため不存在として不開示とした部分の処分の取消しを求めているものと解される。

4 実施機関の弁明

審査請求人が請求した内容のうち「令和5年2月9日付け、私宛、津市教育委員会事務局教育次長発出文書」とは、同日に〇〇放課後児童クラブと実施機関の間で協議を行った際、津市教育委員会教育次長（以下「教育次長」という。）から協議の趣旨を説明する目的で手渡した文書（以下「本件説明文書」という。）であると思料されるところ、当該文書は同月6日に審査請求人と教育次長との間で行われた電話での協議の中で、審査請求人から同月9日に行う協議（以下「本件協議」という。）の趣旨について、口頭のみでは分からないため、あらかじめ共通認識にしておくべき事柄を文書にしてほしいとの要望があり、教育次長が作成したもので、当日の協議に係る説明のための簡易かつ補完的な位置付けの文書である。

本件協議に係る方針等については、既に生第347号及び津市生第130号において意思決定がなされており、本件説明文書は、本件協議に際して説明の便宜のために作成されたものに過ぎず、そのような文書の性質上、再度個別に決裁による意思決定を要するものと考えておらず、決裁手続は行っていない。

したがって、審査請求人が求める本件説明文書に係る決裁手続の文書はそもそも作成及び取得していないことから、不開示決定を行ったものである。

5 審査請求人の主張及び口頭による意見陳述要旨

決定及び弁明理由について承認できない。

実施機関の決定及び弁明において、公文書として作成及び取得していないため不存在としているが、審査請求人は、実施機関から本件説明文書を受領しており、実施機関が当該文書を作成したことは明らかであるところ、実施機関において当該文書を発出するための決裁手続を行ったはずであり、当該

文書に係る決裁文書が不存在であるとは考えられない。

6 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、本件処分のうち、本件開示請求の(1)①の文書について、公文書として作成及び取得していないため不存在として不開示とした部分の処分の適否について争っている。

当審査会は、津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年津市条例第23号）第8条第1項の規定により、審査請求人により提出された意見書を見分するとともに、同条例第7条第1項の規定に基づき、審査請求人及び実施機関より口頭による意見陳述を聴した上で、本件処分の妥当性について検討した。

(1) 本件の概要について

本件は、令和5年2月9日に開催された〇〇放課後児童クラブに関連する施設に係る協議面談時に配布された本件説明文書に係る決裁手続に関する文書について、開示請求を行ったことに起因するものである。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、令和5年2月9日に〇〇放課後児童クラブと津市教育委員会の間で協議を行った際、実施機関の生涯学習課が協議の趣旨を説明する目的で審査請求人に手渡した本件説明文書に係る決裁手続に関する文書（以下「本件決裁文書」という。）である。

(3) 本件決裁文書の有無について

実施機関の説明によれば、本件説明文書は、令和5年2月6日に審査請求人との間で行われた電話の中で、審査請求人から同月9日に行う本件協議の趣旨について、口頭のみでは分からないためあらかじめ共通認識しておくべき事柄を文書にしてほしいと要望があり、実施機関において教育次長自身により作成されたものということである。

当審査会が実施機関に決裁を行う基準について確認したところ、外部への文書の発出の際に新たな意思決定を伴う場合には決裁を行うが、本件説明文書のように、既に意思決定された方針に従って行う協議等において、事前に電話で外部者に回答した内容をメモ書き等の体裁の書面で手渡す場合には新たな個別の意思決定を行っていないことから決裁をしていないということであった。

(4) 結論

本件決裁文書の有無について検討するに、一般的に、外部者に手渡す全

ての文書について、その内容、性質等を問わず一律に決裁が必要であるとまでは考えられないこと、当審査会において生第347号及び津市生第130号を確認したところ実施機関において本件協議に係る方針等に関し既に意思決定がなされていたと判断できること、その他本件説明文書や本件決裁文書の不存在等に関する実施機関の説明に特段の矛盾等は確認できないこと等に照らせば、本件決裁文書は実際に作成されていなかったと認められる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

(5) 実施機関に対する審査会の要望

審査請求人の口頭意見陳述において、実施機関にとって都合のいい事案のみ決裁がとられ、不都合な事案については決裁がとられていない旨の主張があったが、審査会が本件決定に係る他の開示された決裁文書等と本件説明文書等を比較確認した結果、そのような事実は認められなかった。しかしながら、本件説明文書には教育次長という役職名が記載されていること、外部の団体関係者等との協議において発出したという態様であったこと等に鑑みると、決裁が必要な文書と整理することもできると思料されることから、より適正な行政事務のために、実施機関において外部へ発出する文書に係る決裁の有無について、今一度検討することが望ましいと考えられる旨付記する。

7 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5年9月22日	諮問書の受付
令和5年11月21日	諮問案件の審議、審査請求人及び実施機関からの口頭意見陳述
令和5年12月25日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	伊 藤 仁
委 員	清 水 真由美
委 員	高 橋 秀 治